

エコールみよた 使用上の注意

●使用の制限

催物の内容が次のいずれかに該当するときはお断りします。

- ① 施設の設立目的に該当しない場合
- ② 他の施設利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- ③ 騒動、紛争等の起こるおそれがあるとき。
- ④ 催物の内容が公共の安全を害し、公の秩序、善良なる風俗を乱すおそれがあるとき。
- ⑤ 主催者、または出演者が公共の安全を害し、公序良俗を乱す反社会的団体であったり、その団体に所属している場合。
- ⑥ その他管理上支障があるとき。（定員を超える等）

●利用者に守っていただきたい事

- ① エコール内において他人の迷惑になるようなことをしたり、騒音を発しない。
- ② エコールの施設、または備品を壊さない。
- ③ 使用許可を受けた部屋と備品だけを使用する。
- ④ 施設、付属設備や備品に手を加えない。（壁柱、ガラス等にポスターや張り紙をしたり釘類を打つなど）。
- ⑤ 備品をエコールの外へ持ち出さない。
- ⑥ 所定の場所以外で水気を使用しない。また、飲食、喫煙をしない。
- ⑦ 爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まない。
- ⑧ 許可を受けなくて物品等の販売、写真撮影、録音、録画、プログラム、チラシ配布、寄付等の募集等をしていない。
- ⑨ 使用の権利を他に譲渡したり転貸しない。
- ⑩ 以上のほかに、町長が定める事項。

以上これらを守らないときは、施設の使用をお断りする場合があります。また、故意過失によりエコールの施設、付属設備・備品を壊したり無くした場合には損害賠償をしていただきます。

●使用料の免除

使用料の減免をできる場合があります。職員に相談のうえ該当する場合は『使用料減免申請書』を提出してください。

●使用料の返還

原則として、すでに納めていただいた使用料は還付しませんが、事情により還付する事ができますので職員に相談のうえ該当の場合は『使用料還付申請書』を提出してください。

●使用後について

使用した机・椅子を元の場所にもどしていただき、室内に清掃用具が備えてありますので、清掃、軽理整頓後、電灯並びに冷暖房のスイッチを切って窓口に報告してください。